

○財務省告示第四百四十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十四年三月三十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年四月十日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びその 項及びその適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百八十七回、第二百九十回、第二百九十一回、第二百九十二回、第二百九十三回、第二百九十四回、第二百九十五回、第三百二回、第三百十一回及び第三百十二回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十一回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十億円				

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十回)	一・九%	平成六年六月二十九日	四億円
利付国庫債券 (第十回)	一・四%	平成三年三月二十日	九十七億円
利付国庫債券 (第十回)	一・三%	平成三年三月二十日	三百二十五億円
利付国庫債券 (第十回)	一・七%	平成三年三月二十日	五億円
利付国庫債券 (第十回)	一・八%	平成六年三月二十日	八十二億円
利付国庫債券 (第十回)	一・七%	平成六年三月二十日	五十億円
利付国庫債券 (第十回)	一・五%	平成六年三月二十日	六百十三億円
利付国庫債券 (第十回)	一・四%	平成六年三月二十日	四億円
利付国庫債券 (第十回)	〇・八%	平成九年三月二十二日	千七百五十億円

(利付 第二十 年国庫 債券 一回) (利付 第二十 年国庫 債券 一回)	(利付 第十 三年国 庫債券 百十二 回)
一 ・ ○ %	一 ・ 二 %
日年平 三成 月三 二十 十五	十年平 日十成 二三 月十 二二
五 億 円	百 億 円